

田子中学校いじめ防止基本方針

校長 野田 基行

1 学校の理念

(1) 教育の目的（教育基本法 第一条）

教育は、人格の完成を目指し、平和で民主的な国家及び社会の形成者として必要な資質を備えた心身ともに健康な国民の育成を期して行われなければならない。

(2) 教育の目標（教育基本法 第二条）

教育は、その目的を実現するため、学問の自由を尊重しつつ、次に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

一 幅広い知識と教養を身に付け、心理を求める態度を養い、豊かな情操と道徳心を培うとともに、健やかな身体を養うこと。

二 個人の価値を尊重して、その能力を伸ばし、創造力を培い、自主及び自律の精神を養うとともに、職業及び生活との関連を重視し、勤労を重んずる態度を養うこと。

三 正義と責任、男女の平等、自他の敬愛と協力を重んずるとともに、公共の精神に基づき、主体的に社会の形成に参画し、その発展に寄与する態度を養うこと。

四 生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと。

五 伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛するとともに、他国を尊重し、国際社会の平和と発展に寄与する態度を養うこと。

(3) 中学校教育の目標（学校教育法 第46条）

中学校における教育は、前条に規定する目的を実現するため、第二十一条各号に掲げる目標を達成するよう行われるものとする。

*第二十一条は「義務教育の目標」である。

(4) 青森県学校教育指導の方針（令和6年度 青森県教育委員会）

郷土に誇りを持ち、多様性を尊重し、創造力豊かで、新しい時代を主体的に切り拓く幼児児童生徒を育成するため、教育は人づくりという視点に立って、学校運営に創意工夫をこらし、夢や志の実現に向け、知・徳・体を育む学校教育の推進に努める。

(5) 田子町の教育目標（令和6年度）

- 1 確かな学力と豊かな人間性を育むことができるよう、学校教育及び社会教育の充実を図る。
- 2 いきいきとスポーツに親しみ、楽しむことができるよう、関係機関・団体などと連携しながら、それぞれの目的に応じたスポーツ活動を支える環境の整備により、スポーツの振興を図る。
- 3 先人たちにより培われてきた伝統文化の伝承と、町民の多種多様な文化活動の促進や新たな文化芸術活動の輪を広げ、文化の継承と創造を図る。
- 4 多様な文化との出会いを通じて、町民が国際社会に対する理解を深めることができるよう、更なる交際交流の推進を図る。
- 5 学校と地域が連携・協働する体制づくりや学びの場を核とした、学習活動を通じての絆を形成し、地域全体で子どもたちを育てる。

本校は、「県の学校教育指導の方針と重点」のもと「学校教育目標」「町の教育目標」「中学校教育の目標」の具現化に努めて、「教育の目的」の実現を目指す。

しかし、「いじめ」を背景とし、自ら命を絶つ悲しい事案が現代社会現象として起きてきている。「いじめ」はあってはならない。「いじめ」は「教育の目的」の実現を阻害する重大な要因だからだ。

本校は、「教育の目的」の達成を目指すために、生命を第一に大切にし、あらゆる人々の人権を尊重する生徒の育成を第一に目指す教育の推進に努める。そのために、「いじめ防止 対策推進法（H25.6.28 公布）」のもと、「いじめ防止等のための基本的な方針（H25.10.11 文部科学大臣決定）」を参酌し、本校「いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ防止の基本方針

- (1) 人権尊重第一の教育充実
- (2) いじめ防止施策の推進
- (3) 「生きる力」育成教育の充実
- (4) 教員の人格・資質の向上

3 「いじめ」の共通理解

(1) 「いじめ」の定義（いじめ防止対策推進法 第2条）

児童生徒に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にあるの児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) 「いじめ」の具体的態様

- ① 冷やかしかからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- ② 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- ③ 軽くぶつかられたり、遊ぶ振りをしたたかれたり、蹴られたりする。
- ④ ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- ⑤ 金品をたかられる。
- ⑥ 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- ⑦ 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- ⑧ パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷（わざと悪く言って名誉を傷つける）や嫌なことをされる。
- ⑨ 大人社会でのパワーハラスメント・セクシャルハラスメント。

「観察力」「カウンセリング力」「協同体制」の重要性

* 「犯罪として認められるもの。生命・身体又は財産に重大な被害が生じるもの。」は被害者の意向を配慮し、早期に警察へ通報・相談し対応しなくてはならない。

(3) 「いじめ」の生まれる背景

- ① 勉強や人間関係等のストレス。
- ② 授業についていけない焦りや劣等感。
- ③ 教職員の不適切な認識や言動。
- ④ ねたみや嫉妬。
- ⑤ 自己有用感や自己肯定感の欠如。
- ⑥ 発達障害への認識不足。

一人一人の「生徒理解」「わかる授業」「個を生かす部活動指導」の重要性

(4) 「いじめ」に向かわない能力

- ① 他人の気持ちを共感的に理解できる情操。
- ② 自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度。
- ③ 自他の意見の相違があっても、互いを認め合いながら建設的に調整・解決していく力。
- ④ 自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるか判断し行動できる力。
- ⑤ ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけない適切な処理力。
- ⑥ 障害についての適切な理解と対応力。
- ⑦ 幅広い大人から認められているという思い。（自己肯定感）
- ⑧ 他者の役に立っていると感じ取ることができる思い。（自己有用感）

「教師の人格の錬磨」と「生徒指導の機能を生かす指導力」
「道徳教育の充実」と「ソーシャルスキルトレーニング」の重要性

4 いじめ防止校内委員会

(1) 推進事項

- ① 「いじめ防止基本方針」の策定と年間指導計画作成
- ② 「いじめ未然防止」の体制構築と取組
- ③ 「いじめの早期発見・認知判断・措置」の体制構築と取組
- ④ 「いじめ防止基本方針」の評価と修正
- ⑤ 「重大事態」への対応
- ⑥ 関係諸機関への連絡・連携・連帯対応

(2) 構成と各役割

- 校長 : 「いじめ防止基本方針」推進のリーダーシップをとる。
- 教頭 : 「いじめ防止校内委員会」を計画的に運営する。
- 生徒指導主事 : 「いじめ防止基本方針」に基づく年間指導計画を作成し具体的施策実施のリーダーシップをとる。
- ハートフルリーダー : いじめ防止対策推進のために、いじめ早期発見・事案対処マニュアルを基本としたいじめの早期発見・早期解消に係る組織的対応の強化と生徒の心情に寄り添ったきめ細かな教育の充実を図る。
- 教務主任 : 「いじめ防止基本方針」の具体的施策の実施日程を調整・計画する。
- 養護教諭 : 日常の生徒観察・聞き取り・チャンス相談から「いじめ」の早期察知。
- スクールカウンセラー : いじめの被害者(加害者)や保護者とカウンセリングし措置へ助言する。

5 「いじめ」の未然防止

- (1) 「文武両道、礼儀第一」を「合い言葉」として、一人一人の生徒理解に努め、生徒指導実践上の4つの視点を中核とした「生きる力の育成」を目指す「各教科・道徳・総合的な学習の時間・特別活動の指導の方針」の実践に全力で取り組む。
- (2) 道徳の授業の充実を図るとともに、人権映画の鑑賞や外部講師による講話の機会を設け互いの人権を尊重することがすばらしいことだと感ずる心情を育む。並びに、ネットいじめによる事件を伝え、情報端末機のよりよい活用を啓発する。
- (3) 発達段階を考慮した思春期教室や親子健康セミナーを設定し、男女の人権の尊重やストレスの理解・解消の大切さ、規則的な生活のよさを啓発する。
- (4) 参観日での全体会や学校便りで保護者に「いじめ防止対策措置法」や「学校いじめ防止基本方針」を提示・説明し「望ましい人格の形成」が「確かな学力・豊かな心・たくましい心身」を育む母体であることを啓発する。並びに、ネットいじめの態様を伝え、情報端末機の保護者管理を強く意識させる。
- (5) 年度初め生徒指導集会で、「法律(いじめ防止対策推進法)」により、「いじめ」が発覚した場合には、事実関係を明確にした上で、状況により教育委員会や町長に報告することになることを伝えるとともに学期毎に調査を行うことや、状況に応じて調査を実施する場合があることを伝える。
- (6) 体育祭・文化祭では、一人一役を掲げて準備・運営にあたらせるとともに、自主的な前日祭を設定して生徒の企画を支援し、事後指導として友人の「いいところ探し」で自己有用感・自己存在感を高める。
- (7) 1年次に農林業体験学習、2年次に職場体験学習、3年次に郷土探訪学習を設定して、協同体験を通し、「よりよい農業・職業・郷土を協同で築くには」をテーマにしてプレゼンテーションに取り組ませる。
- (8) 1学期末・2学期末にQ-U検査を実施し結果から生徒の状況を把握し、長期休業中に個別相談を持ち生徒理解を深めるとともに、ストレスや悩みの解決・解消に向けての指導やアドバイスをし、長い目で支援していく姿勢を示す。

6 「いじめ」の早期発見

- (1) 生徒指導主事は生徒の登校時の様子を観察する。学級担任は朝の様子を観察する。顔色や挨拶や服装の様子から異変を察知したら声がけする。欠席の連絡も無く登校時刻になっても登校していない生徒がいたら、すぐ電話連絡して安否を確認する。
- (2) 教科担任は授業中の生徒の様子を観察する。学習意欲や態度や活動の様子から異変を察知したら声がけする。その後、複数の教師で連携して積極的に声がけし関わりを深める。
- (3) 定期的（月1回）にアンケート調査を行い、学習や学校生活等での悩み・ストレスの把握に努め、個別相談を持ち、ともに解決・解消していこうとする支援姿勢を示しながらいじめを感じていないか察知する。
- (4) 1学期末・2学期末にQ-U検査を実施し結果から生徒の状況を把握し、長期休業中に個別相談を持ち、「いじめ」を察知する。
- (5) 2学期末に生徒学校評価・保護者学校評価を実施し、「いじめ」の情報を集めるとともに、さらに聞き取り調査をして「いじめ」の早期発見に努める。

7 「いじめ」への対応

◎ 教師・生徒・保護者等からの「いじめ」情報は、すぐ校内委員会で共有し、措置対応を確認する。

(1) 被害者・保護者への対応

- ① 悩みを受けとめ支える親身な対応で、事実関係をできるだけ正確に聞き取り、記録する。
(いつ、どこで、誰に、どのような行為をされたか。第三者がいたか。)
- ② 全職員に事実関係を知らせ、被害者を全員で守る支援体制をとる。
- ③ 保護者に事実関係を説明し、学校の指導体制を伝えた承していただくと共に、希望することはないか伺ってくる。
- ④ 場合により、加害者と保護者を伴って家庭訪問し、いじめ行為の謝罪と二度と繰り返さない約束をさせる。
- ⑤ 欠席した場合は、学習を保障するための支援体制を作り、家庭訪問して本人・保護者に提案し、意向を聞いてから取り組む。
- ⑥ 職員は被害者へのいじめ行為が止んでいる状態が3か月継続していることと、被害者が心身の苦痛を受けていないことを被害者本人、およびその保護者に確認する。

(2) 加害者・保護者への対応

- ① いじめた事実を確認しながら、いじめに至った原因・背景を明らかにする。また、いじめを知っているとされる人を聞き取り、記録する。
- ② いじめは絶対に許さないという毅然とした姿勢で指導に当たり、二度と繰り返さない気持ちを育てるとともに、相手の人権をひどく傷つけたことを反省させ、謝罪の気持ちを持たせる。
- ③ 保護者に事実関係を説明し、場合によっては本人を伴って被害者宅を家庭訪問し、謝罪と二度といじめをしない約束をさせる。
- ④ 全職員に指導経過を説明し、今後の指導体制（早く立ち直るよう。繰り返さないよう。）を伝え、加害者を全員で見守る支援体制をとる。
- ⑤ 指導後に欠席した場合は、家庭訪問して本人（保護者）の気持ちを理解し、人は過ちを反省し、その後の将来の生き方を大切にしていけることが立派な生き方になることを理解させるとともに、先生方はみなそう思って温かく見守っていることを知らせる。

(3) 学級・学年・全校の生徒への対応

- ① いじめを知っていた生徒から、事実を聞き取る。いじめに至ったと思われる原因・背景を明らかにする。また、なぜいじめを止められなかったかの背景や心情を明らかにする。
- ② いじめを見逃さないという毅然とした姿勢で指導に当たり、被害者をいたわることと、学校で

の指導後の加害者とは平常に接するとともに、いじめが見られたらすぐ先生に連絡することを約束させる。

- ③ 場合によって、当該学級・学年の生徒や全校生徒を集め、いじめの概要と指導したことを伝え、いじめは絶対許さないという毅然とした学校の姿勢と「文武両道、礼儀第一」とし、一人一人の活動の充実と異なった者同士が大きいことを成し遂げる活動を目指させ、「人格の錬磨」を目的とさせる。

(4) 関係機関との連携

- ① 教育委員会へ「いじめの事案」として、事実と指導の過程を報告する。
- ② 報告と同時に、家庭的な背景が「いじめ」の大きな要因となっていると認知される場合は、教育委員会と連携し関係機関との協議の場を設定し支援体制をとる。

8 重大事態への対処

(1) 重大事態（第28条）

- ① 生徒の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認める時。
- ② 生徒が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認める時。

(2) 重大事態の具体的態様

- ① 生徒が自殺を企図した場合。
- ② 身体に重大な障害を負った場合。
- ③ 金品等に重大な被害を被った場合。
- ④ 精神性の疾患を発症した場合。
- ⑤ 年間30日程度欠席している場合。
- ⑥ 一定期間、連続して欠席している場合。（状況により判断）
- ⑦ 生徒・保護者から、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあった時。

(3) 重大事態発生後の対応

- ① すぐに校内委員会を設置し、被害実状を把握する体制と、校内に動揺の生じない体制をとる。
- ② 被害者の心理状態に配慮しつつ、被害の状況を把握し記録する。
- ③ 知り得た被害状況及び加害者名を文書にて教育委員会へ報告し、指導・助言のもと、組織的に調査に対応する。
- ④ 被害者並びに加害者の保護者へは、知り得た事実を伝え、今後「教育委員会」「町長」へ報告し、「いじめ」を明確にする調査に取り組むこととその結果を報告することを伝える。

(4) 学校主体で調査を行うことになった場合の組織

- ① 組織名を「重大事態対策協議会」とする。
- ② 構成メンバー
学校関係者：校長、教頭、教務主任、生徒指導主事、ハートフルリーダー、養護教諭、学年主任
教育委員会：教育課長
地域関係者：民生委員児童委員、人権委員、保護司
警察関係者：三戸警察署生活安全課
専門家：医師、弁護士、カウンセラー
- ③ 協議会の目的
ア 事実関係を明確にし、被害生徒・保護者に情報を適切に提供する。
イ 事実関係を明確にし、調査結果を町長に報告する。

・平成29年4月4日 6の(3)を一部修正

・平成30年4月4日 4の(2)、7の(1)、8の(4)を一部修正

・平成31年4月3日 4の(2)を一部修正

・令和6年4月3日 1の(4)(5)、4の(3)を一部修正